

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会
社員総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第22条の規定に基づき、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「本協会」という。）の社員総会（以下「総会」という。）の議事の方法に関し、定款の補足事項について定め、これにより総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

(本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員代理人の出席)

第4条 正会員の代理人として出席しようとする正会員は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本協会の職員及び委員会の委員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

(出席会員の範囲)

第6条 総会の決議については、出席した正会員本人及び代理人を出席させた正会員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに本協会に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第7条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第8条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第9条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第10条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(議事録)

第11条 総会の議事については、議事録は書面又は電磁的方法をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び議事録署名人が署名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第12条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

附則

1 この規則は2023年10月1日より施行する。

2 この規則に定める事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。